

## 令和5年 第13回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年12月21日(木) 午前9時30分～午前11時26分
- 2 開催場所 松前町役場3階大会議室
- 3 出席委員 (14人)
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
  - 議案第136号 農地法第3条による許可申請の件 (2件)
  - 議案第137号 農地法第3条第1項目的の競売に係る  
買受適格証明願の件 (1件)
  - 議案第138号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件 (1件)
  - 議案第139号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件 (3件)
  - 議案第140号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員 (4人)

## 8 会議の概要

### ○事務局

ただ今より令和5年第13回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしく申し上げます。

### ○議長

～あいさつ～

本日欠席者はいません。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、11番〇〇委員、12番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第136号農地法第3条による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

### ○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積 473 m<sup>2</sup>

〇〇、田、面積 409 m<sup>2</sup>

〇〇、田、面積 376 m<sup>2</sup>

〇〇、田、面積 501 m<sup>2</sup>

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 3,215 m<sup>2</sup>

坪単価 10,500 円

以上です。

### ○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

### 〇〇〇委員

以前は申請地でみかんが栽培されておりましたが、現在は雑草の生えた農地となっています。譲渡人が体調を崩し農作業ができなくなったため、申請地の売却先を探しており、今回の申請に至ったものです。譲受人は申請地から少し北側に進んだ場所に居住しており、兼業で農業を営んでいます。譲受人は息子の協力を得ながら、エゴマやミシマサイコ、カンゾウを申請地で栽培していくとのことでした。トラクターや軽トラックなどの農業用機械についても購入して揃えるとのことでした。耕作については問題ないと思われそうです。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号2番

土地の表示 ○○、田、面積 112 m<sup>2</sup>

○○、田、面積 175 m<sup>2</sup>

○○、田、面積 111 m<sup>2</sup>

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 1,782 m<sup>2</sup>

贈与

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

申請地は筆界未定地となっており、この筆界未定地には、申請地の3筆のほか、譲受人所有の1筆を含めた計4筆が所在しており、譲受人と譲渡人の中でトラブルが頻発していたとのことです。このような中、次の世代に課題を残したくないという思いから、筆界未定地の4筆全てを譲受人の所有にすることで今回の申請に至ったものです。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第137号農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願の件について次のとおり証明願の提出があったので、審議決定たまりなく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、田、面積1,570㎡

○○、田、面積1,431㎡

○○、田、面積1,358㎡

○○、田、面積2,166㎡

譲受人 ○○ 耕作面積 15,533㎡

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人は、中古車業をされておりますが、65歳を機に事業継承をし、農業に専念したいとのことです。申請地では、水稻を栽培するとのことですが、現在も、9反ほどの農地を○○に所有し水稻を栽培しており、耕作について問題ないと思われま

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

買受適格証明願の交付を検討する上での確認事項は農地法第3条の申請と同じでしょうか。

○事務局

ご認識のとおりです。

○○○委員

○○で農業をされているとのことですが、申請地まで機械をもってくることは可能なのでしょうか。

○○○委員

トラックで運んでくると聞いています。

○○○委員

買受適格証明が何名に出ているという情報について、農地を探している人に口外しても良いのでしょうか。

○事務局

競売に出ている農地の情報や入札期間はインターネット上に公開されているので、お伝えいただきかまいません。買受適格証明が何名に出ているかという情報については、口外禁止です。

○議長

他に質疑はございませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 138 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号 1 番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号 1 番

土地の表示 ○○、畑、面積 290 m<sup>2</sup>

申請人 ○○

転用目的 貸露天駐車場

農地区分 2 種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、詳細についても事務局より説明をお願いします。

○事務局

本件は、許可を受けずに転用した無断転用の事案であり、追認許可を得るために申請されたもので、始末書を添付した申請書が提出されました。申請地は、現在周辺の道路と同じ高さまで土を盛り、雑種地として利用されています。申請地では当初申請者が野菜を耕作しておりましたが、体調を崩し、畑仕事ができなくなったことをきっかけに、時期は不明ですが無断転用を行ったとのことです。資材置場のような形で使用していた時期もありましたが、直近 10 年程度は何も置いておらず、雑草を生やして農地を荒らしていたとのことです。

転用許可後は、近隣住民への貸露天駐車場として利用し、排水については、これまで通り自然浸透とするとのことです。

関係法令の手続きが必要とは知らず、認識不足のため無断転用を行ってしまっていました。申請人は、深く反省をしているとのことです。事務局においては、追認許可の見込みがあるものと考えています。以上です。

○議長

担当の農業委員から補足説明はありますか。

○○○委員

ありません。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第139号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、田、面積298㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 農家住宅

建築面積 107.65㎡

使用貸借権の設定

農地区分 2種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人は、現在親子3人でアパートに居住しておりますが、将来家族が増えることも見込まれる中、手狭となったため、親の所有する農地に農業後継者として農家住宅を建築するとのことです。排水は北側の水路に流すとのことで、

周辺の農地に影響はないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

譲渡人と譲受人の関係を教えてください。

○○○委員

譲受人のうち、奥さんの○○さんが譲渡人の娘です。今も父親の農業を手伝っているとのことですか。

○○○委員

農家住宅ではなく分家住宅でないといけないのではないのでしょうか。農業の手伝いくらいで農家住宅を建築して良いのでしょうか。

○○○委員

現在の取扱いでは、農家台帳に登載されてから半年以上経過おり、世帯で1,000㎡以上の耕作面積があれば書類上では農家住宅の要件をクリアしているということになってしまっています。以前の総会で話し合ったように、地域の農業委員や推進委員が、譲受人が農業従事者であることを確認して押印するなどしなければ、今回の場合も許可になってしまいます。

○○○委員

譲渡人に息子さんはいないのでしょうか。

○事務局

息子さんはいらっしゃいますが、会社員をされており、農業は手伝えないため、娘さんを後継者として指名したと聞いています。

○議長

他に質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員  
賛成の挙手

○議長  
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長  
続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局  
受付番号2番  
土地の表示 ○○、田、面積262㎡  
譲渡人 ○○  
譲受人 ○○  
転用目的 貸露天駐車場  
所有権移転  
農地区分 甲種農地  
以上です。

○議長  
事務局の説明は終わりました。続いて、詳細についても事務局より説明をお願いします。

○事務局  
本件は、無断転用の事案であり、追認許可を得るために申請されたもので、始末書を添付した申請書が提出されました。申請地は、前所有者が、平成8年12月頃に北側に隣接する○○に住宅を建築した際に、農地を埋め立てて駐車場として利用し始め、現在もアスファルトや砂利を敷き一部屋根を設置して、譲受人の経営する事業所の社員用駐車場として利用されています。一部、北側の住宅の庭として木を植えて生垣を作っている部分がありますが、その部分については木や生垣を撤去し、砂利を敷くと聞いています。

転用許可後は、譲受人が経営する事業所の社用車や近隣住民の車を置くとのこと。排水については、これまで通り自然排水のみで、南側の水路に流すとのこと。

農地法等関係法令の手続きについての認識がなく、無断転用を行ってしまっていました。申請人は、深く反省をしているとのこと。事務局においては、追認許可の見込みがあるものと考えています。以上です。

○議長  
担当の農業委員から補足説明はありますか。

〇〇〇委員

ありません。

〇議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇〇〇委員

農地を駐車場にすることはできないと聞いたのですが、許可して良いのでしょうか。

〇事務局

青地、白地や、農地区分、転用目的、周辺の土地の利用状況によって許可できるかは異なるため、一概に駐車場にすることはできないというものではありません。申請地は白地であり、農地区分は甲種農地で原則不許可ですが、周辺に住宅があり例外的に許可できる案件です。

〇議長

他に質疑はございませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

続いて、受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

〇事務局

受付番号3番

土地の表示 〇〇、田、面積 274 m<sup>2</sup>

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇

転用目的 分家住宅  
建築面積 127.94 m<sup>2</sup>  
使用貸借権の設定  
農地区分 2種農地  
以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、詳細についても事務局より説明をお願いします。

○事務局

本件は、無断転用の事案であり、追認許可を得るために申請されたもので、始末書を添付した申請書が提出されました。申請地は、現在南側の道路と同じ高さまで土を盛り周辺には擁壁を造っている状況です。また、一部倉庫のようなものを設置し、所有者の車や農業用の資材を置いています。この倉庫については、転用許可後は撤去するとのことです。無断転用を行った正確な年月日は不明ですが、譲受人の祖母にあたる以前の所有者が平成2年に相続により申請地を取得した際には、既に現在のように雑種地になっていたとのことです。

転用許可後は、周囲にコンクリート擁壁を敷設し分家住宅を建築します。譲渡人は、譲受人の父に当たりますが、譲渡人である父の年齢や、譲受人夫婦の今後を考慮し、実家に近い申請地に住宅を建築したいと考えたとのことです。排水については、南側の水路に流すとのことです。

農地法等関係法令の手続きについての認識がなく、無断転用を行ってしまっていました。申請人は、深く反省をしているとのことです。事務局においては、追認許可の見込みがあるものと考えています。以上です。

○議長

担当の農業委員から補足説明はありますか。

○○○委員

ありません。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号3番について、異議なしの方、挙手を

お願いします。

○全委員  
賛成の挙手

○議長  
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長  
続きまして、議案第 140 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局  
設定する利用権の種類 賃借権  
利用権設定の期間 2 年 11 か月  
利用権の設定を行う件数 2 件  
利用権を設定する面積 3,750 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権  
利用権設定の期間 4 年 5 か月  
利用権の設定を行う件数 1 件  
利用権を設定する面積 1,210 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権  
利用権設定の期間 6 年 5 か月  
利用権の設定を行う件数 2 件  
利用権を設定する面積 1,719 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する作物 水稻  
以上です。

○議長  
説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員  
質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第 140 号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。